

## 同窓会活動活性化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木高等学校同窓会会則第3条の規定に従い活動する支部会等の事業（以下「同窓会活動」という。）を活性化させるための補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象等)

第2条 補助金の交付対象とする同窓会活動並びに補助金額は、「別表1」のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、同窓会活動活性化補助金交付申請書に「別表2」に定める書類を添えて、同窓会長に提出しなければならない。

2 補助金交付申請は、毎年度1回とする。

(補助金交付の条件)

第4条 申請者は、事業の実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

(1) 補助金は、補助対象事業の目的以外に使用しないこと。

(2) 同窓会の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。

(補助金の支出)

第5条 同窓会長は、第3条の申請書を受理したときは、書類を審査の上、補助金を支出する必要があると認めたものについて、交付金額を決定し、支出するものとする。

(事業実績の報告)

第6条 同窓会活動を実施した申請者は、同窓会活動活性化補助金実績報告書を事業実施後30日以内に同窓会長に提出しなければならない。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

補助対象事業		補助金額
1	同期会	参加者数が10人以上20人未満の場合 10,000円
	部活動OBOG会(総会等が開催され、事業計画に位置付けられたものに限る) 総会等の支部会活動	参加者数が20人以上の場合 20,000円
2	成人祝賀会	100,000円

別表 2 (第 3 条関係)

補助対象事業		添付書類
1	同期会	(1) 開催通知(写) (2) 参加者名簿 (3) その他事業内容が分かる資料
2	部活動OBOG会	(1) 開催通知(写) (2) 総会資料(写) (3) 参加者名簿 (4) その他事業内容が分かる資料
3	総会等の支部会活動	(1) 開催通知(写) (2) 総会資料(写) (3) 参加者名簿 (4) その他事業内容が分かる資料
4	成人祝賀会	(1) 開催通知(写) (2) その他事業内容が分かる資料